

消費者だより

2022年6月号

インターネット通販の 定期購入トラブルに気をつけて！

「お試し価格」「解約可能」など、お得感を強調した健康食品などをインターネットで注文したところ、定期購入だったという相談が急増しています。

そのため、6月1日から通信販売の申し込み画面に関する規制が強化されました。最終確認画面に購入回数・支払総額・解約方法などの明確な表示がなかったり、誤認させる表示により申し込んだ場合、契約を取り消せる可能性があります。

■相談事例

動画投稿サイトで「即効ダイエットサプリお試し300円！」の広告にひかれて注文した。初回の商品を受け取ると1か月後また同じ商品が届き、5,000円の請求書が同梱されていた。事業者と連絡すると「5回の商品購入が条件だ」と言われた。注文時の最終確認画面には、金額や定期購入の条件の記載はなかった。定期購入と知っていたら注文しなかった。どうしたらよいか。

■消費者へのアドバイス

インターネット通販にはクーリング・オフ制度がありません。取引条件をよく読み、注文確定ボタンを押す前に、必ず次の3点を確認しましょう。また、注文後に条件などが変更され、注文時の条件が確認できないことがあるので、販売サイトや最終確認画面のスクリーンショットを残しましょう。

①購入回数

「定期」「自動更新」「〇か月コース」などの表示があれば、2回目以降も商品が届きます

②支払総額

「初回」価格と「2回目以降」の価格は違います。購入回数により支払総額が変わります

③解約方法

購入回数などの条件や解約手数料がかかる場合があります

困ったことがあれば、消費生活センターに相談してください。



千代田区消費生活センター

☎ 03-5211-4314 (相談専用)

月曜日～金曜日 9時00分～16時30分

(祝日、年末年始を除く)